

# 11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

犯罪被害者等の人権を尊重し、再び平穏に過ごせるようになるためには、地域社会の理解と配慮、それに基づく協力が必要になります。

犯罪被害者等支援への理解を深めていただくため、関係機関と協力して、さまざまな広報啓発活動を行っています。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョuttoちゃん」

## 犯罪被害者支援特別講演会2018

- 日 時** 平成30年11月29日(木) 午後1時30分から
- 会 場** 中区役所ホール(名古屋市中区栄4丁目1番8号)  
※地下鉄栄駅12番出口より東へ約100m
- 主な内容**
- 犯罪被害者遺族講演会  
テーマ:「被害者の立場から望むこと」  
講 師:下村 誠治氏
  - ミニコンサート(名古屋音楽大学による音楽演奏)
  - 犯罪被害者等支援パネルの展示

**参加方法** 入場無料、定員500名、事前申込不要

**問合せ先** 愛知県被害者支援連絡協議会事務局  
(愛知県警察本部住民サービス課犯罪被害者支援室 電話052-951-1611 内線2935)

## 犯罪被害者等支援パネル展

**内 容** 犯罪や交通事故の被害者の遺影や御遺族の思い等が掲げられた「NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす」及び「TAV交通死被害者の会」のパネルを展示します。

1. 場所:なごや人権啓発センター 12階  
期間:平成30年11月2日(金)～12月2日(日)
2. 場所:瑞穂区役所(「緒あしす」のみ)  
期間:平成30年12月10日(月)～12月14日(金)
3. 場所:中村区役所(「緒あしす」のみ)  
期間:平成30年12月10日(月)～12月25日(火)



## 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。  
拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべきものです。

このことについての関心と認識を深めることが求められています。

※ポスターの図柄は平成29年度のものです。

